

令和 6 年 6 月 26 日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2023

課題番号：20K01382

研究課題名（和文）法と心理の連携による離婚紛争の合意解決支援 - 修復的司法の家族法への展開

研究課題名（英文）Supporting Agreement Resolution in Divorce Conflicts through Legal and Psychological Collaboration: Expanding Restorative Justice to Family Law

研究代表者

金 成恩（Kim, Sungeun）

立命館大学・衣笠総合研究機構・プロジェクト研究員

研究者番号：00723884

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、修復的司法を家族法領域に展開しようとする視点から、離婚当事者に寄り添うシステムの構築に向けた「司法と心理の連携」の促進を目指すものである。親の離婚に直面する子が健康に成長するためには、協力的・学際的なアプローチに焦点を当てた非対立的な紛争解決アプローチが必要である。研究期間全体を通して、日本の親権法に関する改正・立法・手続き、裁判例を検討し、親の合意形成のための法制度の阻害要因と促進要因を分析した。また、韓国やベルギーなどの先進事例を調査し、司法の場に関与する心理のあり方として、その「連携」の手法を明らかにしており、家族法領域への応用可能性とその効果と対策について検討を深めた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は「離婚後の子の福祉」を実現するためには、「両親の葛藤の軽減、対立関係の修復」による合意形成のための促進仕組み」を主眼とした。日本の協議離婚は、極めて簡易な離婚手続きにより、離婚後の子の利益がまったく保障されていないなど、様々な問題が顕在化している。本研究は、協議離婚手続において法的欠陥を明らかにし、法改正を推進する根拠を提供する。また離婚後の紛争を減らすことで面会交流と養育費支給を促進し、一人親家庭の貧困化を予防することができる。さらに、本研究により、法学、心理学、司法の実務の領域にまたがる新学術領域を創出することができる点と国内外で未開拓の分野に切り込む点で、創造性がある。

研究成果の概要（英文）：From the perspective of applying restorative justice to the field of family law, the research aims to promote "collaboration between the legal system and psychology" to build a system that supports divorce parties. In order for children facing parental divorce to grow up healthy, a non-adversarial dispute resolution approach that focuses on a collaborative and interdisciplinary approach is necessary. Throughout the research period, I examined the amendments, legislation, procedures, and court cases related to Japan's custody law and analyzed the impeding and promoting factors of the legal system for parental agreement formation. In addition, I investigated advanced cases in Korea and Belgium, clarified the method of "collaboration" as a way of psychology involved in the judicial arena, and deepened our consideration of the possibility of applying it to the field of family law, as well as its effects and countermeasures.

研究分野：家族法

キーワード：司法と心理の連携 修復的司法 離婚後の子の利益 非対立的な紛争解決 持続可能な合意形成 学際
間の共同介入

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

離婚全体のうち、協議離婚が約 8 割を占める日本の協議離婚の場合は、離婚後の親権者を決めれば、協議離婚届書が受理される。日本民法 766 条が、協議上の離婚に際して、父又は母と子との面会交流、子の監護に要する費用の分担などを、協議で定めるとしているが、子の利益を保障する仕組みがない極めて簡易な離婚手続きを取っている。親権者を誰にするかチェックさえすれば、養育費や面会交流など重要な事項に対する合意なしにも離婚が成立する。離婚の際の養育費や面会交流の取決めは離婚成立要件ではないからである。これによって、当事者双方が出頭する必要はなく、離婚後の子の利益がまったく保障されていないなど、様々な問題が顕在化している。

2. 研究の目的

離婚に伴う子の利益と不利益は、親の離婚自体ではなく、親の対立・葛藤にどのくらいさらされているのかに委ねられている。離婚紛争、とりわけ子をめぐる争いが熾烈化すると、当事者の合意形成はより難しくなる。親の離婚に直面する子が健やかに成長していくためには、当事者の対立・葛藤が深刻化する前に、早い段階から関連の専門家の支援が不可欠である。本研究は、刑事司法領域で生まれた修復的司法を家族法領域に展開しようとする視点から、離婚当事者に寄り添うシステムの構築に向けた「司法と心理の連携」の促進を目指すものである。離婚後の一人親家庭の貧困という社会背景を鑑みて、本研究は「離婚後の子の福祉」を実現するためには、両親の合意による解決が不可欠であるとの視点から、「両親の葛藤の軽減、対立関係の修復による合意形成のための促進仕組み」を主眼とした。こうした視点から日本の法制度のあり方を抜本的に見直し、親の合意形成を促進・支援する仕組みを提言する。

3. 研究の方法

(1) 日本の離婚法と親権法の改正・立法・手続き、裁判例を検討し、合意形成のための法制度を阻害する要因を分析した。

(2) 当事者の合意形成を促進・支援する制度保障のために、「法学と心理学の融合研究」と「臨床心理学的援助の視点から研究」を通じて、システムの適切性及び有効性を検証する。その手口としては、関係機関関係者へのヒアリング調査を実施し、合意形成や面会交流履行の成功事例と失敗事例に分類してその要因を分析した。

(3) 家族法領域での「修復的司法」の展開の動きがある韓国や進んでいるベルギーなどの先進事例を調査し、家族法領域への応用可能性とその効果と対策について検討を深めた。

4. 研究成果

研究期間全体を通して、文献調査として、日本と韓国における離婚法と親権法に関する改正・立法・手続き、裁判例を検討し、親の合意形成のための法制度を阻害する要因と促進する要因を分析した。フィールド調査として、日本の「びじっと離婚と子ども問題支援センター」を訪問し、面会交流支援の状況と困難さなどについて調査を行った。韓国の三つの家庭裁判所の家事調査官らと「両親の葛藤の軽減、対立関係の修復」のための心理分野の支援の必要性について議論を行った。ベルギーで子どもがいる離婚専門弁護士、連邦メディエーション委員、社会学博士、メディエータ事務所などを訪問し、法制度、学際間の共同介入の実態などについて有益な情報提供を受けた。さらに離婚した夫婦の間の「Co-Parenting Plan」に沿って育った子どもへのヒアリング調査も実施し、共同養育の実態、両親との関係、ニーズなどについて情報提供を受けた。

(1) 2012 年から公刊された裁判例登録誌に掲載された面会交流に関する裁判例を対象にし、面会交流実施の阻害要因を整理したうえで、協議離婚と家事調停において共通する韓国法制度との比較法研究を行った。阻害要因として、面会交流の取り決めがなくても協議離婚が成立すること、関連情報や知識の不足で「子のための面会交流の必要性」の認識が不十分であること、別席調停により当事者主導の合意形成が困難であること、子の意思表示や心理状態及び子への情報提供などの仕組みが欠けていること、などが挙げられる。これは、現行協議離婚制度及び面会交流の権利性についての明文の規定がないことが原因であるといえる。子の利益の観点から、継続的・安定的かつ流動的に面会交流が実現していくために、法制度の整備が不可欠である。その際に、韓国の協議離婚手続きと家事事件管理モデルに基づく「面会交流センター」及び早期介入調停などが多少なりとも日本法の参考になるものと考えられる。

(2) 韓国も日本と同様に協議離婚制度と裁判離婚制度が存在しており、離婚全体のうち、協

議離婚が約 75%を示している。韓国の協議離婚の場合は、かつては日本同様に簡易な離婚手続きによって協議離婚が成立していたが、1997 年に一方的離婚を防ぐために裁判所において当事者の離婚意思を確認する制度を導入し、さらに 2007 年の改正法により、協議離婚に 3 ヶ月（未成年の子がいる場合）の熟慮期間を設定し、双方出頭による当事者の離婚意思申請に合わせて、離婚案内を受けなければならないという制度を設けた。離婚案内を受けてから 3 ヶ月内に、子に関する事項の - 親権者・養育者の決定、養育費の分担、面会交流の方法と行使 - 協議書を提出することを義務付けた。また離婚案内で説明を受けても、協議書作成が難しい当事者は、家庭裁判所が専門相談員による相談を受けることを勧告することができる。さらに、家庭裁判所は外部の相談機関を委嘱しており、葛藤高い夫婦は無料で相談をうけることができるなど、離婚後の子どもの福利に焦点をおいた法制度への転換がなされてきた。

(3) ベルギーでは、2006 年から「共同監護権」が導入され、離婚する際に、両親は未成年の子の養育に関する「Co-Parenting Plan」を作成し、裁判所に提出しなければならない。「Co-Parenting Plan」の合意形成ができない場合は、2018 年から裁判官はメディエーターの情報を提供する義務がある。Dialogues は、離婚当事者が Co-Parenting Plan の持続的・受容可能な合意形成ができるようにサポートするメディエーションの団体であり、法学専門家、心理学専門家、弁護士、公証人などで構成されている。子の養育をめぐる紛争がある場合には、法律専門のメディエーターと心理学専門のメディエーターがチームになって親をサポートする。チームは、法律的・心理的アドバイス、心理療法、相談などを提供し、最終的に Co-Parenting Plan を作成し、裁判官に提出する。このように子の養育をめぐる紛争がある場合に、学際間の共同介入は、当事者（親）に信頼性と公正性を与えることができ、また状況を管理する技術・戦略・技術の範囲がより広がる。それゆえ、紛争が解決される可能性が高まる可能性がある。さらに、紛争解決に対する体系的・学際的なアプローチが可能になり、子の利益のための適切であり最適な介入を求めることができる。

(4) 小結

パラダイムの切り替え

韓国や欧米諸国において、過去 20 年間、家族紛争、特に子どもに関する紛争を解決するアプローチへのパラダイム転換があった。法的中心かつ裁判官中心の敵対的モデルは、より協力的で学際的で持続可能な家族紛争解決システムに置き換えられてきた。既存の敵対的なモデルでは、法廷で誰が子どもの親権と養育権を持つていくのかという勝敗を取る方法が主になっていた。しかし、協力的・仲裁的などのアプローチが導入され、離婚後の子どもの利益のために、両親が協力して問題を解決し、合意形成に到達できるようにしている。このアプローチは、別居または離婚後の子どもの福利を最優先し、そのために両親間の葛藤と対立を最小限に抑えることに焦点を当てている。

法と心理などの学際的なアプローチ

葛藤の法的側面だけでなく、心理的、社会的、財政的側面も考慮して、より効果的な解決策を提供するための学際的なアプローチが増加している。これは、さまざまな専門家の協力を通じて紛争を軽減し、持続可能な解決策を提供するのに役立つ。すでに実践している国または州では、裁判所内のシステムだけでなく、積極的に外部専門機関（カウンセリング、メディエーションなど）に依頼をしたり委託をしたりするアプローチを取っている。

持続可能な合意形成

持続可能なアプローチは、単に現在の葛藤を減らし、子どもの養育に対する合意を引き出すことにとどまらず、別居・離婚後も持続可能な関係と協力的な養育を目指す。このアプローチは、親教育プログラム、養育計画書の支援、カウンセリング、継続的な仲裁サービスなどを通じて、両親が離婚後も子どもの福利のために協力できるようにする。

法律システムとの相互作用の変化

パラダイムの転換は、法制度と家族紛争当事者間の相互作用方法を根本的に変えた。法廷に来る前に解決を奨励し、法律システムはより仲裁者・後見的の役割を果たすようになった。これは裁判所の負担を軽減し、紛争当事者に大きな自律性を与える。

以上のことにより、日本の協議離婚及び親権法の法制度の問題点、連携・学際的支援のアプローチの有効性と法的課題などを明らかにした。これらの研究成果は、学会および研究会などを通じて報告・発表した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 4件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 金成恩	4. 巻 19
2. 論文標題 韓国における「家族」の広がり	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 ジェンダーと法	6. 最初と最後の頁 80 - 85
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上宮 愛・横光健吾・直原康光・安西 敦・田中晶子・安田裕子・仲真紀子	4. 巻 22(1)
2. 論文標題 公認心理師の専門性における事実確認を目的とした面接スキル 教育・福祉・司法領域に広がる公認心理師による司法面接の活用とその課題	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法と心理	6. 最初と最後の頁 57-64
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松本克美・小川富之・安田裕子・吉田容子・金成恩	4. 巻 21
2. 論文標題 父母間での子の奪い合い紛争をめぐる法と心理	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法と心理	6. 最初と最後の頁 67 - 73
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山田早紀・斧原藍・金成恩・我藤諭・山崎優子・村山満明	4. 巻 21
2. 論文標題 社会的に周縁化された人たちに寄り添うための4つの課題：支援者育成と支援システム構築に向けて	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法と心理	6. 最初と最後の頁 74 - 82
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計7件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 金成恩
2. 発表標題 裁判例からみる面会交流実施の阻害要因と法的課題
3. 学会等名 人間科学研究所年次総会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 安田裕子
2. 発表標題 TEM/TEAによる対象理解 基礎を学ぶ
3. 学会等名 日本発達心理学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 金成恩
2. 発表標題 韓国における「家族と法」の過去・現在・未来
3. 学会等名 ジェンダー法学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 金成恩
2. 発表標題 父母間での子の奪い合い紛争をめぐる法と心理 日韓比較の観点から
3. 学会等名 法と心理学会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 金成恩
2. 発表標題 子の福祉の観点から「当たり前」とされてきた離婚の手続きの見直し～家庭裁判所の果たすべき役割
3. 学会等名 法と心理学会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 金成恩
2. 発表標題 Trialoguesを通じて見た離婚の仲裁・葛藤に対する学際間の共同介入
3. 学会等名 人間科学研究所年次総会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 安田裕子
2. 発表標題 子育て環境としての日本・アジアのイメージ育児期女性の語りから
3. 学会等名 日本質的心理学会
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 田中晶子・安田裕子・上宮愛	4. 発行年 2021年
2. 出版社 北大路書房	5. 総ページ数 260
3. 書名 児童虐待における司法面接と子ども支援 ともに歩むネットワーク構築をめざして	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	斧原 藍 (Onohara ai) (10816557)	立命館大学・立命館グローバル・イノベーション研究機構・ 研究員 (34315)	
研究分担者	安田 裕子 (Yasuda yuko) (20437180)	立命館大学・総合心理学部・准教授 (34315)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関